

船橋市消防団運営費交付金の交付等に関する細則

(目的)

第1条

この細則は、船橋市消防団運営費交付金交付要綱（以下「交付要綱という。」）第4条の規定に基づき船橋市消防団に交付する運営費交付金（以下「交付金」という。）について必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条

この細則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 団本部運営費 消防団全体の事業運営のための活動費をいう。
- (2) 分団本部運営費 分団単位の事業運営のための活動費をいう。
- (3) 班運営費 班単位の事業運営のための活動費をいう。
- (4) 女性消防部運営費 女性消防団員が火災予防の啓発、応急手当の普及をはじめとする住民指導をするための活動費をいう。

(交付額)

第3条

交付金の額は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 団本部運営費 年額500,000円とする。
- (2) 分団本部運営費 一の分団につき年額40,000円とする。
- (3) 班運営費
 - ア 施設運営費 年額76,000円（合同器庫の場合にあっては、年額70,500円）
 - イ 班員割運営費 毎年度4月1日現在の班の団員数に、12,000円を乗じて得た額とする。ただし、年度の途中において班の団員数に変更が生じた場合にあっては、月額（12,000円を12で除して得た額）に当該年度の残りの月数を乗じて得た額を加算又は減額をする。
- (4) 女性消防部運営費 年額202,000円とする。

2 前項に規定する交付金の額に残額が生じたときは、当該年度内に返還しなけ

ればならない。

(予算執行の制限)

第4条

交付金は、配当された予算の範囲内で、予算の執行を行う。

(予算の流用)

第5条

第3条第1項第3号イただし書の場合において、班運営費に不足が生じたときは、団本部運営費から流用することができる。

2 分団長は、やむをえない理由があるときは、施設運営費と班員割運営費の予算を相互に流用することができる。

3 前項の規定による流用を行うときは、事前に消防団(班)運営費交付金予算流用伺書(報告書)(第1号様式)を作成し、警防指令課長に提出しなければならない。ただし、緊急その他やむをえない事情があると認めるときは、事後に提出することができる。

附 則

この細則は、平成15年4月1日から施行する。

この細則は、平成21年4月1日から施行する。

この細則は、平成22年3月31日から施行する。

この細則は、平成31年4月1日から施行する。